

名古屋司法記者クラブ所属 報道各社御中

(判決を受けて、予定稿(敗訴時))

本日、「名古屋城天守閣整備事業における基本設計代金の支払いに対する返還請求及び同事業の差止請求事件」控訴審(令和2年(行コ)第61号)において私達の主張は認められませんでした。

業務契約の準拠書類とされている「要求水準書」に「基本設計の段階で文化庁復元検討委員会の同意を得る」と明記されていますが、この同意は本日に至るも得られておりません。また、業務契約書に求められていた「基本計画書」は明らかに未納です。

名古屋城木造化事業は現在も先行きの見通しは立たず、様々な問題が解決されないままに市民の浄財が浪費されております。私達の裁判における主張は実を結びませんでした。不正常的な名古屋城木造化事業について、名古屋市はもう一度市民との対話の機会を設け、事業の正常化を図っていただきたい。

名古屋城天守の有形文化財登録を求める会
事務局 森 晃

令和4年3月25日

※事件の概要：名古屋市は平成30年3月30日に名古屋城木造化事業の内、基本設計業務が完了したとして、その代金8億4693万6千円を事業者に支払ったが、基本設計の段階で同意を得るとしていた文化庁復元検討委員会の同意は、今日に至るも得られておらず、基本設計業務は完了していない。また、業務契約で成果品として求めていた「基本計画書」(文化庁復元検討委員会提出資料)も完成しておらず、基本設計業務納品物に欠落があるまま完了と誤認していた。

未完成の業務に代金を支払うことは地方自治法第232条第4項の2、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則第53条違反である。